

DJLOTMAN サブスクリプションサービスご利用規約

第1条 この規約は、ロトマンサブスクサービス（以下「サブスク」という。）と称する。

（サービス提供場所）

第2条 本会の事務所は、<https://djlotman.com/>に置く。

（目的）

第3条 本会は、サブスクを常識的な活動により楽しむ（事業）を行うことにより、サブスクを行うことを目的とする。

注意）営利目的ではない。

（活動内容）

第4条 本会は前条の目的を達成するために、次の各号に該当する活動（事業）を実施する。

- ①ロトマンによる R&B ミュージックを楽しむ
- ②ロトマンの講演・演説・動画等を楽しむ
- ③ その他本会の目的を達成するために必要な事項

（会員の資格）

第5条 この会の会員は、次の2種類とする。

（1）正会員は、本会の目的に賛同し、自らの意思により本サービスを購入し、かつ、入会登録を行った者とする。

（2）賛助会員は、このサービスまた付属する情報を得るために登録を行った者とする。

（入会）

第6条 正会員として入会しようとする者は、入会申込書をロトマンあて提出し、承認を得るものとする。

（会費） 第7条

正会員は、定める会費を納入しなければならない。

2 会費は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 正会員 月額1000円
- (2) 賛助会員 0円

注意事項

ただし、正会員の月額会費は会員数上昇防止のため、値段が変更になる場合がある。

その場合、事前に会員に通知するものとする。

(退会)

第8条 会員は、申込み日より期間満了を持って任意に退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当する時は、退会したものとみなす。

- (1) 本人が死亡したとき
- (2) DJLOTMAN 公式 Line サービスを削除したとき

(役員)

第9条 本会に次の各号に掲げる役員を置く。

代表者 1名

(役員の仕事)

第10条 代表は、会務を総理し、その業務を統括、本会の事務全般を担当、本会の出納事務を担当、本会の業務及び財産の状況を監査する。

(役員を選任)

第11条 代表の選任は、ロトマンの中から選出する。

(役員の任期)

第12条 役員の任期は、99年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員を解任)

第13条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、代表の議決により、これを解任することができる。

- ① 心身の故障により、職務の執行に耐えられないと認められるとき。
- ② その他解任に相当する事項が認められるとき。

(総会)

第14条 本会の総会は、正会員を持って構成し、毎年1回開催するものとする。但し、必要があるときは、臨時に総会開催することができる。

2 総会は、次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。

- (1) 会則、事業等の改廃
- (2) 事業計画並びに収支予算及び決算
- (3) 本会の解散
- (4) 代表以外の役員を選任及び解任
- (5) その他本会の運営に関し重要な事項

2 本会の会議は、代表が召集する。

3 総会の議長は、代表がこれに当たる。

4 本会の会議は、10分の1以上の出席で成立し、出席者の過半数で決議する。

(運営〔役員〕会)

第15条 運営(役員)会は、会長、副会長、事務局長、ロトマンをもって構成する。

2 運営(役員)会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関し、議決する。

(事業報告書及び決算)

第16条 代表は、毎事業年度終了後6ヵ月以内に事業報告書、収支計算書を作成し、監査を経て総会の承認を得なければならない、

(事業年度)

第17条 この会の事業年度は、9月1日から翌年の8月31日までとする。

(事務局)

第18条 本会の事務局は、ロトレコードと同じ場所に置く。

(会計)

第19条 本会の経費は、MIX制作、勝手にREMIX制作をもって充てる。

2 本会の会計年度は、9月1日から翌年の8月31日までとする。

3 前項の会計年度に係る決算終了後、監査を経て、総会を招集し決算報告する。

4 本会は、会員に対して1年に1回以上の会計報告を行う。

(会員資格の抹消)

第 20 条 本会会員が次の各号に該当することになった場合は、運営会議の議決を経て登録を抹消することができる。

- ① 会員との連絡が取れなくなった場合。
- ② 会員としてふさわしくないと認められる事実が発生した場合。
- ③ ロトマンによる申し出による場合。

(会則の変更)

第 21 条 この会則の改正は会員がこれを発議し、総会を招集し総会出席会員の4分の3以上の賛成を必要とする。

(その他)

第 22 条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則 1 この会則は、令和2年9月1日から施行する。